

大分県

ニューロングステイを生まないための 支援者の連携強化に向けた取組

—顔の見える関係づくりと相互理解にむけて—

大分県では…

圏域（保健所）単位での取組を中心に地域移行・地域定着を推進してきたが、平成26年度に県自立支援協議会に『精神障がい者地域移行ワーキング』を設置。

まずは、新たに入院する患者の早期の地域移行、そして地域定着を重点的にすすめる（ニューロングステイを生まない支援）を重点的に推進して支援者のスキルやノウハウを蓄積することが、長期入院精神障がい者の地域移行につながるとして関係者の共通認識を進めている。

1 基礎情報



6割の病院が県庁所在地及び隣接する市に集中
→周辺部では退院後の通院継続が課題に

精神科病院

【精神障がい者の地域移行の主な取り組み】

- 県自立支援協議会に『精神障がい者地域移行ワーキング』を設置
- 保健所単位で『地域移行支援協議会』を開催
- 人材育成のための研修を実施（全県・保健所単位）

基本情報

| | |
|------------------------------|---|
| 圏域数 | 6カ所 |
| 人口 *H28.5.1現在 | 1,161,671人 |
| 精神科病院の数 | 28病院 |
| 精神科病床数 | 5,247床 |
| 精神病床の平均在院日数 *H26年 | 402.1日 |
| 入院精神障害者数 *H27.6.30現在 | 3か月未満：734人（15.2%） |
| | 3か月以上1年未満：782人（16.2%） |
| | 1年以上：3,317人（68.6%） |
| 退院率 *H26.6月に入院した患者の状況 | 入院後3か月時点：49.7% |
| | 入院後1年時点：83.2% |
| 在院患者に占める65歳以上の割合 *H27.6.30現在 | 62.1% |
| 相談支援事業所数 *H27.12月現在 | 一般相談事業所数：52か所 |
| | 特定相談事業所数：123か所 |
| 障害福祉サービスの利用状況 *H26年度 | 地域移行支援：11人（うち精神障がい者10人） |
| | 地域定着支援：17人（うち精神障がい者12人） |
| 保健所 | 7カ所（県6か所・中核市1か所） |
| 県自立支援協議会 | 精神障がい者の地域移行について議論 ・精神障がい者地域移行ワーキング 開催状況：4回/26年度 ：6回/27年度 |

2 精神障害者の地域移行推進のための取組概要

| | |
|------|--|
| 17年度 | モデル地区で『退院促進事業』開始 * 18年度～モデル地区を2地区に拡大(地域生活支援センターに事業を委託) ⋮ |
| 21年度 | 二次医療圏域(6圏域)で地域移行支援を展開 ・圏域毎に『地域移行支援協議会』開催 * モデル地区(2圏域)は引き続き地域生活支援センターに委託 残り4圏域は保健所が実施主体 ⋮ |
| 25年度 | 各圏域(保健所)で『地域移行支援協議会』『実務者研修会』を開催 ・圏域における精神障がい者の支援に係る体制整備のための調整 ・支援者の質の向上のための研修等の企画 高齢入院患者地域支援事業を開始(2医療機関へ委託) |
| 26年度 | 大分県自立支援協議会に「地域移行専門部会」「精神障がい者地域移行ワーキング」設置 |

保健所主体で地域移行に取り組んできた結果...

- ・地域の課題を吸い上げ、検討する場がない
- ・県の取組の方向性や施策を検討し、評価する場がない
- ・「退院促進事業」時代からの支援のノウハウが蓄積されていない
(経験を集積して地域で推進する中核的人材の育成が必要)



26年度
精神障がい者
地域移行ワーキングを設置

3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯①

精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会（H23年度～）

| 年度 | 研修のねらい | 参加者 |
|-----|--|--|
| H23 | 24年度から地域相談支援が個別給付されることを受け、関係者が共通認識を持つきっかけとする。 | ・医療機関職員 ・保健所職員 ・市町村職員 |
| H24 | 支援者の資質の向上と関係者の連携強化を図る。 | ・指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者 ・精神科病院関係者 ・市町村担当者 ・保健所担当者 |
| H25 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に係る、関係者の機運を高める。 ・精神保健福祉法の改正を踏まえ、各機関の役割、取組を考える機会とする。 ・関係機関の連携を促進するため、関係者が地域の現状・課題を認識し、今後の取組について考える機会とする。 ・精神障がい者の地域移行を推進する核となる人材を発掘する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者 ・精神科病院関係者 ・市町村担当者 ・保健所担当者 |
| H26 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院、地域援助事業者それぞれの役割を理解する機会とする。 ・双方の連携を効果的に進めるための、課題を整理し、連携方法について検討する機会とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者 ・精神科病院関係者 ・市町村担当者 ・保健所担当者 |
| H27 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院、地域援助事業者それぞれの役割を理解する機会とする。 ・精神障がい者地域移行ワーキングで実施した指定一般相談支援事業所へのアンケート結果を踏まえ、地域相談の充実について検討する機会とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者 ・精神科病院関係者 ・市町村担当者 ・保健所担当者 |

H23年度～
支援の三角点設置研究会に
協力を依頼

講義と併せて所属別、圏域別の
ワークショップを実施
ファシリテーターとして、各地域で支援を
行っている実務者を保健所が推薦



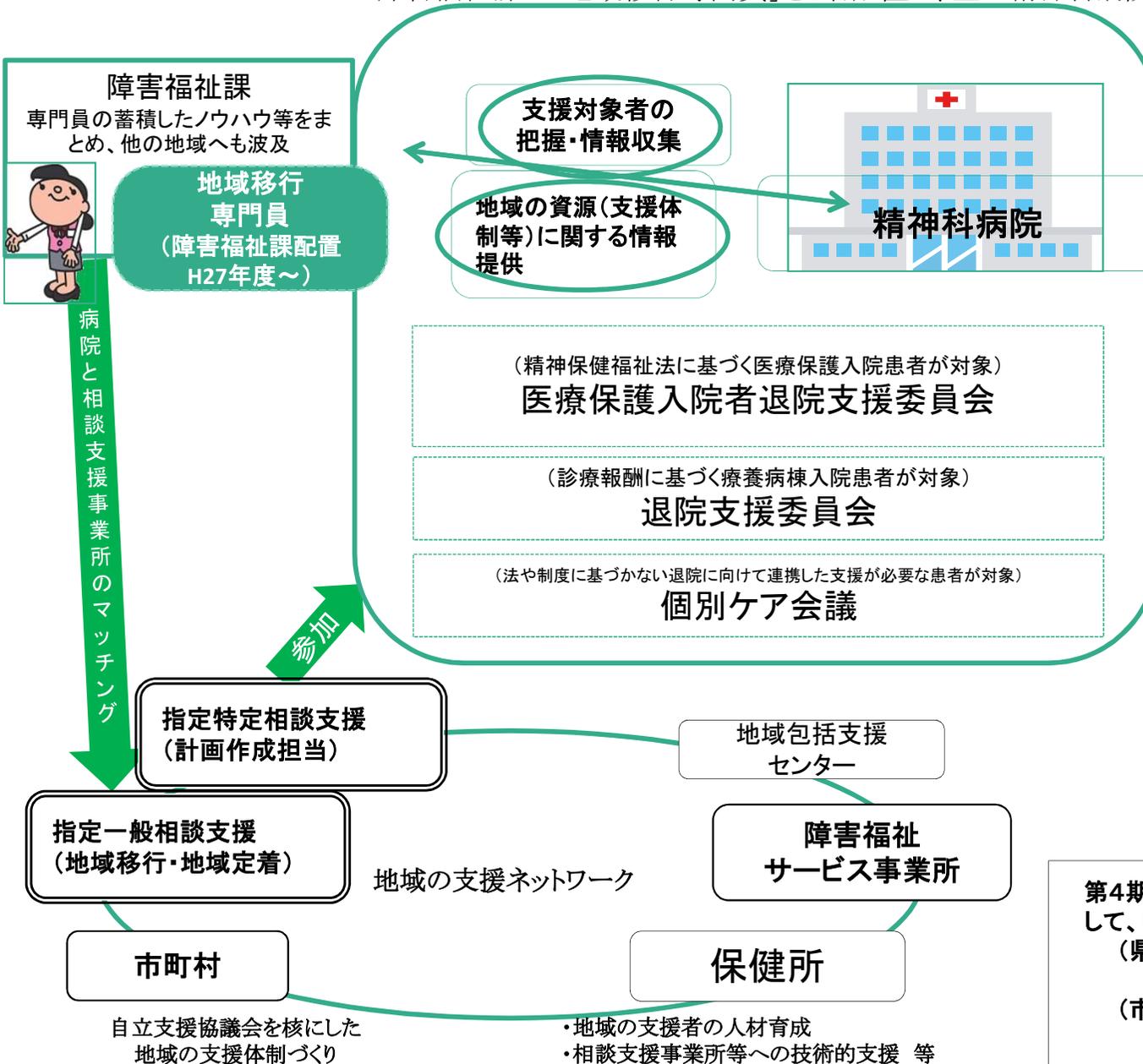
H25年度研修のファシリテーターの中から、
地域移行ワーキングメンバーを選定。
26年度の研修ではワーキングメンバーが
研修で事例報告等を行った。

平成25年度からは保健所単位でも『地域移行・地域定着実務者研修』を開催。
精神科病院、相談支援事業所、市町村の実務者による事例検討、施設見学、病院出張研修等を実施。

3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯②

地域移行専門員の活動

障害福祉課に「地域移行専門員」を1名配置し、主に精神科病院に出向いて活動を行う



【地域移行専門員の活動内容】



- 1 精神科病院の協力を得て、入院患者の状況を把握し、支援対象者の情報収集
- 2 精神科病院に対し、地域の資源(支援体制)等に関する情報を提供
- 3 各地域の資源(相談支援事業所等の情報)を把握
- 4 退院が可能な患者に対して、精神科病院と地域の相談支援事業所が連携して支援を行うためのマッチングを行う
- 5 相談支援事業所とともに、院内の各種委員会に参加

第4期障害福祉計画に係る国の基本指針では障がい者の地域移行に関して、県と市町村の役割を以下のとおり位置づけ

- (県の役割) 精神科病院から地域生活への移行促進
- (市町村の役割) 福祉施設から地域生活への移行促進

3 精神障害者の地域移行推進のための取組経緯③

28年度 of 取組計画

—各機関の退院支援のスキルアップを目的とした研修等を展開—

1 精神科病院

(1) 精神科病院への出張研修 * 一部保健所で実施していた取組を全県的に取組

院内研修等の機会を利用して、地域移行専門員が病院を訪問
地域移行支援の事例報告等を実施予定

(2) 職種別研修

大分県精神科病院協会と共催で職種別(看護師、精神保健福祉士)の研修を実施

2 相談支援専門員

地域移行ワーキングにて研修を企画予定

3 行政(市町村・保健所)

担当者連絡会を開催

・地域移行、地域定着に係る現状、課題を共有

精神障がい者地域移行ワーキングで実施した地域相談充実に向けた相談支援事業所へのアンケート結果報告

・県内の市町村の取組について事例報告

* 保健所の「地域移行・地域定着実務者研修」も継続して実施

4 精神障害者の地域移行推進における強みと課題

特徴(強み)

1. 地域移行専門員の活動により、精神科病院へ地域の支援体制等に関する情報を伝える機会が確保されている
2. 精神障がい者地域移行ワーキングを通じて、地域移行・地域定着を推進する具体的な施策の検討、人材を育成するための研修等の企画ができる
3. 市町村の行政担当者を対象に精神障がい者地域移行・地域定着担当者連絡会を開催しており、市町村にも精神障がい者地域移行について検討する場の設置の動きがある

課題

1. 地域移行推進の中核を担う人材が不足している
2. 市町村自立支援協議会等を活用した、「精神障がい者の地域移行・地域定着」「精神障がい者の相談支援体制の充実」に向けた検討の機会が少ない
3. 精神科病院と地域援助事業者の連携が十分とはいえない

5 精神障害者の地域移行推進のための本年度のスケジュール

今年度の目標

1. 精神科病院と地域援助事業者の連携の促進のための
「クライシスプラン」「退院前訪問指導」の普及
2. 精神科病院スタッフと退院支援について検討するための連絡会、研修会等の実施
3. 行政(県、保健所、市町村)の役割を共通認識するための連絡会等の開催

| 次期(月) | 実施内容 | 担当 |
|----------------|---|---------------|
| H28.7 | 精神障がい者地域移行ワーキングを開催し、「クライシスプラン」「退院前訪問指導」の普及に向けた取組について協議する | 障害福祉課 |
| H28.9～ (随時) | 精神科病院スタッフと退院支援について検討するための連絡会、研修会等を実施し、地域の資源(支援体制)等に関する情報を提供する | 障害福祉課 各保健所 |
| H28.10 | 地域移行担当者会議を開催し、630調査の結果の還元などを行い、市町村とともに取組の推進を図る | 障害福祉課 |